

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公開番号】特開2015-6518(P2015-6518A)

【公開日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2015-003

【出願番号】特願2014-203962(P2014-203962)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 5 0 Z
A 6 3 F	7/02	3 2 8
A 6 3 F	7/02	3 3 2 A
A 6 3 F	7/02	3 3 2 B
A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月25日(2015.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を貯留可能な遊技媒体貯留手段と、該遊技媒体貯留手段に貯留される遊技媒体を用いて遊技を行うことで付与条件が成立したときに、該付与条件に対応する所定数の遊技媒体を前記遊技媒体貯留手段に払い出す付与手段とを有する遊技機に1対1に対応して設けられた装置であって、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されることなく排出された遊技媒体数を計数する遊技用装置と、遊技機に関する情報を管理する遊技用管理装置とを含む遊技用システムであって、

前記付与手段により払い出された遊技媒体数である付与遊技媒体数を特定するための第1特定手段と、

前記付与条件とは異なる供給条件の成立に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出された遊技媒体数である供給遊技媒体数を特定するための第2特定手段と、

前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用された遊技媒体数である使用遊技媒体数を特定するための第3特定手段と、

前記遊技用装置で計数された遊技媒体数である獲得遊技媒体数を特定するための第4特定手段と、

前記遊技機にて遊技者が遊技していないことに基づく第1所定条件の成立時からの経過時間を計時する経過時間計時手段と、

前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記遊技機にて遊技者が遊技していることに基づく第2所定条件が成立したか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立していないと判定されたときに、前記第1特定手段にて特定された付与遊技媒体数と前記第2特定手段にて特定された供給遊技媒体数との合計数と、前記第3特定手段にて特定された使用遊技媒体数と前記第4特定手段にて特定され

た獲得遊技媒体数との合計数と、の差である差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいことを条件に、当該遊技用装置に対応する前記遊技機が整理対象台である旨を報知する報知手段と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立したと判定されたときに、前記経過時間計時手段により計時される経過時間をリセットするリセット手段と、

を備えることを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項2】

遊技媒体を貯留可能な遊技媒体貯留手段と、該遊技媒体貯留手段に貯留される遊技媒体を用いて遊技を行うことで付与条件が成立したときに、該付与条件に対応する所定数の遊技媒体を前記遊技媒体貯留手段に払い出す付与手段とを有する遊技機に1対1に対応して設けられ、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されることなく排出された遊技媒体数を計数する遊技用装置であって、

前記計数した遊技媒体数である獲得遊技媒体数を特定するための獲得遊技媒体数特定手段と、

前記付与手段により払い出された遊技媒体数である付与遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための付与遊技媒体数情報入力手段と、

前記付与条件とは異なる供給条件の成立に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出された遊技媒体数である供給遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための供給遊技媒体数情報入力手段と、

前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用された遊技媒体数である使用遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための使用遊技媒体数情報入力手段と、

前記遊技機にて遊技者が遊技していないことに基づく第1所定条件の成立時からの経過時間を計時する経過時間計時手段と、

前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記遊技機にて遊技者が遊技していることに基づく第2所定条件が成立したか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立していないと判定されたときに、前記付与遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される付与遊技媒体数と前記供給遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される供給遊技媒体数との合計数と、使用遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される使用遊技媒体数と前記獲得遊技媒体数特定手段にて特定された獲得遊技媒体数との合計数と、の差である差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいことを条件に、対応する前記遊技機が整理対象台である旨を報知するための出力処理を行う報知出力処理手段と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立したと判定されたときに、前記経過時間計時手段により計時される経過時間をリセットするリセット手段と、

を備えることを特徴とする遊技用装置。

#### 【請求項3】

遊技媒体を貯留可能な遊技媒体貯留手段と、該遊技媒体貯留手段に貯留される遊技媒体を用いて遊技を行うことで付与条件が成立したときに、該付与条件に対応する所定数の遊技媒体を前記遊技媒体貯留手段に払い出す付与手段とを有する遊技機に関する情報を管理する遊技用管理装置であって、

遊技機に1対1に対応して設けられた遊技用装置にて計数され、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されることなく排出された遊技媒体数である獲得遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための獲得遊技媒体数情報入力手段と、

前記付与手段により払い出された遊技媒体数である付与遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための付与遊技媒体数情報入力手段と、

前記付与条件とは異なる供給条件の成立に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出された遊

技媒体数である供給遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための供給遊技媒体数情報入力手段と、

前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用された遊技媒体数である使用遊技媒体数を特定可能な情報を入力するための使用遊技媒体数情報入力手段と、

前記遊技機にて遊技者が遊技していないことに基づく第1所定条件の成立時からの経過時間を計時する経過時間計時手段と、

前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記遊技機にて遊技者が遊技していることに基づく第2所定条件が成立したか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立していないと判定されたときに、前記付与遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される付与遊技媒体数と前記供給遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される供給遊技媒体数との合計数と、前記使用遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される使用遊技媒体数と前記獲得遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される獲得遊技媒体数との合計数と、の差である差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいことを条件に、当該遊技用装置に対応する前記遊技機が整理対象台である旨を報知するための出力処理を行う報知出力処理手段と、前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立したと判定されたときに、前記経過時間計時手段により計時される経過時間をリセットするリセット手段と、

を備えることを特徴とする遊技用管理装置。

#### 【請求項4】

所定期間における前記所定の経過期間を設定するための経過期間設定手段を備えることを特徴とする請求項1に記載の遊技用システム。

#### 【請求項5】

所定期間における前記所定の経過期間を設定するための経過期間設定手段を備えることを特徴とする請求項2に記載の遊技用装置。

#### 【請求項6】

所定期間における前記所定の経過期間を設定するための経過期間設定手段を備えることを特徴とする請求項3に記載の遊技用管理装置。

#### 【請求項7】

前記遊技用装置は、前記遊技媒体貯留手段の下方に配置されるユニットであって、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されることなく排出された遊技媒体が投入される投入部と、前記投入部に投入された遊技媒体を計数手段に誘導する計数通路と、前記供給条件の成立に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出される払出単位数よりも少ない端数の遊技媒体を払い出す端数払出処理手段から払い出された端数の遊技媒体を返却貯留部に誘導する返却通路と、を有する連結ユニットをさらに備えることを特徴とする請求項2または5に記載の遊技用装置。

#### 【請求項8】

前記遊技用装置は、

前記計数された獲得遊技媒体数または遊技者が所有する遊技媒体の貸出に使用可能な貸出用価値の少なくとも一方から成る価値であって、前記遊技媒体貯留手段への遊技媒体の払い出しに使用可能な遊技用価値を記憶するための遊技用価値記憶手段と、

前記遊技用価値記憶手段に記憶されている遊技用価値が存在することを前記供給条件として、該遊技用価値の少なくとも一部を対応する前記遊技機の前記遊技媒体貯留手段に払い出すための供給処理と、前記遊技用価値記憶手段に記憶されている遊技用価値から該払い出しに使用した遊技用価値を減算更新する減算更新処理と、を行う供給手段と、

前記遊技用価値記憶手段に記憶されている遊技用価値を特定可能であって、個々の記録媒体を識別可能な記録媒体識別情報が記録された記録媒体を排出する記録媒体排出手段と、前記記録媒体を受付けて該記録媒体の記録媒体識別情報を少なくとも読み出すとともに、

該受付けた記録媒体から特定される遊技用価値を前記遊技用価値記憶手段に記憶する記録媒体処理手段と、  
を備え、

前記遊技用装置における新たな記録媒体の受付けに応じて前記記録媒体処理手段にて読み出された記録媒体識別情報に基づいて、該記録媒体識別情報が記録された記録媒体を最後に排出した遊技用装置を特定する遊技用装置特定手段と、

前記遊技用装置特定手段にて特定された遊技用装置に対応する遊技機の前記差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいか否かを判定する掛け持ち判定手段と、

を備えることを特徴とする請求項1または4に記載の遊技用システム。

#### 【請求項9】

前記遊技用装置は、前記計数された獲得遊技媒体数または遊技者が所有する遊技媒体の貸出に使用可能な貸出用価値の少なくとも一方から成る価値であって、前記遊技媒体貯留手段への遊技媒体の払い出しに使用可能な遊技用価値を特定可能であって、個々の記録媒体を識別可能な記録媒体識別情報が記録された記録媒体を排出するとともに、排出された記録媒体を受付けて該記録媒体の記録媒体識別情報を少なくとも読み出し、

前記遊技用装置にて前記記録媒体から読み出された記録媒体識別情報を該記録媒体の受けに応じて入力するための記録媒体識別情報入力手段と、

前記記録媒体識別情報入力手段から入力される記録媒体識別情報に基づいて、該記録媒体識別情報が記録された記録媒体を最後に排出した遊技用装置を特定する遊技用装置特定手段と、

前記遊技用装置特定手段にて特定された遊技用装置に対応する遊技機の前記差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいか否かを判定する掛け持ち判定処理を行う掛け持ち判定処理手段と、

を備えることを特徴とする請求項3または6に記載の遊技用管理装置。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技用システムは、

遊技媒体（パチンコ玉）を貯留可能な遊技媒体貯留手段（上皿23、下皿24）と、該遊技媒体貯留手段に貯留される遊技媒体を用いて遊技を行うことで付与条件（入賞）が成立したときに、該付与条件に対応する所定数の遊技媒体（賞球）を前記遊技媒体貯留手段に払い出す付与手段（玉切り払い出し装置）とを有する遊技機（パチンコ機2）に1対1に対応して設けられた装置であって、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されことなく排出された遊技媒体数（獲得玉数）を計数する遊技用装置（カードユニット3）と、遊技機に関する情報を管理する遊技用管理装置とを含む遊技用システムであって、

前記付与手段により払い出された遊技媒体数である付与遊技媒体数（総賞球玉数）を特定するための第1特定手段（カードユニット3；玉情報テーブル、台端末5；玉数管理テーブル）と、

前記付与条件とは異なる供給条件の成立（プリペイド残額、貯玉数、持玉数（計数済玉数）のいずれかの遊技用価値が存在すること）に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出された遊技媒体数である供給遊技媒体数（総貸出玉数と総返却玉数と総払出玉数との合計A）を特定するための第2特定手段（カードユニット3；玉情報テーブル、台端末5；玉数管理テーブル）と、

前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用された遊技媒体数である使用遊技媒体数を特定するための第3特定手段（カードユニット3；玉情報テーブル、台端末5；玉数管理テーブル）と、

前記遊技用装置で計数された遊技媒体数である獲得遊技媒体数（総計数玉数）を特定する

ための第4特定手段(カードユニット3;玉情報テーブル、台端末5;玉数管理テーブル)と、

前記遊技機にて遊技者が遊技していないことに基づく第1所定条件の成立(総賞球玉数、総貸出玉数、総返却玉数、総払出玉数、総計数玉数、総アウト玉数のいずれもが変化していないこと)時からの経過時間を計時する経過時間計時手段(整理判定タイマ)と、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間(判定時間)となるまでに前記遊技機にて遊技者が遊技していることに基づく第2所定条件が成立したか否か(総賞球玉数、総貸出玉数、総返却玉数、総払出玉数、総計数玉数、総アウト玉数のいずれかが変化することにより整理判定タイマがタイマアップしたか否か)を判定する判定手段(制御ユニット328、制御マイコン(MPU)60)と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立していないと判定されたとき(整理判定タイマがタイマアップしたとき)に、前記第1特定手段にて特定された付与遊技媒体数と前記第2特定手段にて特定された供給遊技媒体数との合計数(合計A)と、前記第3特定手段にて特定された使用遊技媒体数と前記第4特定手段にて特定された獲得遊技媒体数との合計数(合計B)と、の差である差遊技媒体数(差数=合計A-合計B)が予め定められた差(差閾値)よりも大きいことを条件に、当該遊技用装置に対応する前記遊技機が整理対象台である旨を報知する報知手段(カードユニット3、ホールコンピュータ140)と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立したと判定されたときに、前記経過時間計時手段により計時される経過時間をリセットするリセット手段と、

を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、経過時間が所定の経過期間となるまでに第2所定条件が成立していないと判定されたものの内、遊技媒体貯留手段に存在する遊技媒体数となる差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいもの、つまり、遊技媒体貯留手段に遊技媒体数が存在することで整理が必要とされているものが報知される一方、遊技媒体貯留手段に貯留されている遊技媒体が全て遊技に使用されて単に遊技が終了したものは報知されることはなく、これら単に遊技が終了した遊技機についての確認作業を省くことができるので、これら整理対象遊技機の確認作業等の作業負担を低減することができる。

### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の請求項2に記載の遊技用装置は、

遊技媒体(パチンコ玉)を貯留可能な遊技媒体貯留手段(上皿23、下皿24)と、該遊技媒体貯留手段に貯留される遊技媒体を用いて遊技を行うことで付与条件(入賞)が成立したときに、該付与条件に対応する所定数の遊技媒体(賞球)を前記遊技媒体貯留手段に払い出す付与手段(玉切り払い出し装置)とを有する遊技機(パチンコ機2)に1対1に対応して設けられ、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されることなく排出された遊技媒体数(獲得玉数)を計数する遊技用装置(カードユニット3)であって、

前記計数した遊技媒体数である獲得遊技媒体数(総計数玉数)を特定するための獲得遊技媒体数特定手段(RAM328b;玉情報テーブル)と、

前記付与手段により払い出された遊技媒体数である付与遊技媒体数(総賞球玉数)を特定可能な情報(賞球信号)を入力するための付与遊技媒体数情報入力手段(賞球信号が入力される入力端子)と、

前記付与条件とは異なる供給条件の成立(プリペイド残額、貯玉数、持玉数(計数済玉数)のいずれかの遊技用価値が存在すること)に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出され

た遊技媒体数である供給遊技媒体数（総貸出玉数と総返却玉数と総払出玉数との合計A）を特定可能な情報（パチンコ機2からのEXS信号）を入力するための供給遊技媒体数情報入力手段（台端末貸出完了信号（EXS）等の信号を送受可能とされたインターフェイス）と、

前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用された遊技媒体数である使用遊技媒体数（総アウト玉数）を特定可能な情報（アウト玉計数信号）を入力するための使用遊技媒体数情報入力手段（アウト玉計数信号が入力される入力端子）と、

前記遊技機にて遊技者が遊技していないことに基づく第1所定条件の成立（総賞球玉数、総貸出玉数、総返却玉数、総払出玉数、総計数玉数、総アウト玉数のいずれもが変化していないこと）時からの経過時間を計時する経過時間計時手段（制御ユニット328；整理判定タイマ）と、

前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間（判定時間）となるまでに前記遊技機にて遊技者が遊技していることに基づく第2所定条件が成立したか否か（総賞球玉数、総貸出玉数、総返却玉数、総払出玉数、総計数玉数、総アウト玉数のいずれかが変化することにより整理判定タイマがタイマアップしたか否か）を判定する判定手段（制御ユニット328）と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立していないと判定されたとき（整理判定タイマがタイマアップしたとき）に、前記付与遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される付与遊技媒体数と前記供給遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される供給遊技媒体数との合計数（合計A）と、使用遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される使用遊技媒体数と前記獲得遊技媒体数特定手段にて特定された獲得遊技媒体数との合計数（合計B）と、の差である差遊技媒体数（差数=合計A-合計B）が予め定められた差（差閾値）よりも大きいことを条件に、対応する前記遊技機が整理対象台である旨を報知するための出力処理（一次報知処理）を行う報知出力処理手段（制御ユニット328）と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第2所定条件が成立したと判定されたときに、前記経過時間計時手段により計時される経過時間をリセットするリセット手段と、

を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、経過時間が所定の経過期間となるまでに第2所定条件が成立していないと判定されたものの内、遊技媒体貯留手段に存在する遊技媒体数となる差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいもの、つまり、遊技媒体貯留手段に遊技媒体数が存在することで整理が必要とされているものが输出処理されることにより報知される一方、遊技媒体貯留手段に貯留されている遊技媒体が全て遊技に使用されて単に遊技が終了したものは输出処理されないので報知されることはなく、これら単に遊技が終了した遊技機についての確認作業を省くことができるでの、これら整理対象遊技機の確認作業等の作業負担を低減することができる。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の請求項3に記載の遊技用管理装置は、

遊技媒体（パチンコ玉）を貯留可能な遊技媒体貯留手段（上皿23、下皿24）と、該遊技媒体貯留手段に貯留される遊技媒体を用いて遊技を行うことで付与条件（入賞）が成立したときに、該付与条件に対応する所定数の遊技媒体を前記遊技媒体貯留手段に払い出す付与手段（玉切り払い出し装置）とを有する遊技機（パチンコ機2）に関する情報（台データ）を管理する遊技用管理装置（ホールコンピュータ140、台端末5）であって、

遊技機に 1 対 1 に対応して設けられた遊技用装置（カードユニット 3）にて計数され、前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用されることなく排出された遊技媒体数である獲得遊技媒体数（総計数玉数）を特定可能な情報（獲得玉計数信号）を入力するための獲得遊技媒体数情報入力手段（台端末 5、入力ポート 5 8）と、

前記付与手段により払い出された遊技媒体数である付与遊技媒体数（総賞球玉数）を特定可能な情報（賞球信号）を入力するための付与遊技媒体数情報入力手段（台端末 5、入力ポート 5 8）と、

前記付与条件とは異なる供給条件の成立（プリペイド残額、貯玉数、持玉数（計数済玉数）のいずれかの遊技用価値が存在すること）に応じて前記遊技媒体貯留手段に払い出された遊技媒体数である供給遊技媒体数（総貸出玉数と総返却玉数と総払出玉数との合計 A）を特定可能な情報（貸出信号、返却信号、払出信号）を入力するための供給遊技媒体数情報入力手段（台端末 5、入力ポート 5 8）と、

前記遊技媒体貯留手段から遊技に使用された遊技媒体数である使用遊技媒体数（総アウト玉数）を特定可能な情報（アウト玉計数信号）を入力するための使用遊技媒体数情報入力手段（台端末 5、入力ポート 5 8）と、

前記遊技機にて遊技者が遊技していないことに基づく第 1 所定条件の成立（総賞球玉数、総貸出玉数、総返却玉数、総払出玉数、総計数玉数、総アウト玉数のいずれもが変化していないこと）時からの経過時間を計時する経過時間計時手段（制御マイコン（MPU）60；整理判定タイマ）と、

前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間（判定時間）となるまでに前記遊技機にて遊技していることに基づく第 2 所定条件が成立したか否か（総賞球玉数、総貸出玉数、総返却玉数、総払出玉数、総計数玉数、総アウト玉数のいずれかが変化することにより整理判定タイマがタイマアップしたか否か）を判定する判定手段（制御マイコン（MPU）60）と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第 2 所定条件が成立していないと判定されたとき（整理判定タイマがタイマアップしたとき）に、前記付与遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される付与遊技媒体数と前記供給遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される供給遊技媒体数との合計数（合計 A）と、前記使用遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される使用遊技媒体数と前記獲得遊技媒体数情報入力手段に入力された情報から特定される獲得遊技媒体数との合計数（合計 B）と、の差である差遊技媒体数（差数 = 合計 A - 合計 B）が予め定められた差（差閾値）よりも大きいことを条件に、当該遊技用装置に対応する前記遊技機が整理対象台である旨を報知するための出力処理（1 次報知処理）を行う報知出力手段（CPU142）と、

前記判定手段にて、前記経過時間計時手段により計時される経過時間が所定の経過期間となるまでに前記第 2 所定条件が成立したと判定されたときに、前記経過時間計時手段により計時される経過時間をリセットするリセット手段と、

を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、経過時間が所定の経過期間となるまでに第 2 所定条件が成立していないと判定されたものの内、遊技媒体貯留手段に存在する遊技媒体数となる差遊技媒体数が予め定められた差よりも大きいもの、つまり、遊技媒体貯留手段に遊技媒体数が存在することで整理が必要とされているものが输出処理されることにより報知される一方、遊技媒体貯留手段に貯留されている遊技媒体が全て遊技に使用されて単に遊技が終了したものは输出処理されないので報知されることなく、これら単に遊技が終了した遊技機についての確認作業を省くことができるので、これら整理対象遊技機の確認作業等の作業負担を低減することができる。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0014】**

本発明の請求項8に記載の遊技用システムは、請求項1または4に記載の遊技用システムであって、

前記遊技用装置（カードユニット3）は、

前記計数された獲得遊技媒体数（計数済玉数（持玉数））または遊技者が所有する遊技媒体の貸出に使用可能な貸出用価値（プリペイド残額、貯玉数）の少なくとも一方から成る価値であって、前記遊技媒体貯留手段への遊技媒体の払い出しに使用可能な遊技用価値を記憶するための遊技用価値記憶手段（328b；カードテーブル）と、

前記遊技用価値記憶手段に記憶されている遊技用価値が存在することを前記供給条件として、該遊技用価値の少なくとも一部を対応する前記遊技機の前記遊技媒体貯留手段に払い出すための供給処理（貸出処理、返却処理、払出処理）と、前記遊技用価値記憶手段に記憶されている遊技用価値から該払い出しに使用した遊技用価値を減算更新する減算更新処理（カードテーブルにおけるプリペイド残額、貯玉数、計数済玉数を減算更新する処理）とを行う供給手段（制御ユニット328）と、

前記遊技用価値記憶手段に記憶されている遊技用価値を特定可能であって、個々の記録媒体を識別可能な記録媒体識別情報（カードID）が記録された記録媒体（ビジターカード、会員カード）、を排出（返却、発行）する記録媒体排出手段（カードリーダライタ327）と、

前記記録媒体を受付けて該記録媒体の記録媒体識別情報を少なくとも読み出すとともに、該受けた記録媒体から特定される遊技用価値を前記遊技用価値記憶手段に記憶する記録媒体処理手段（制御ユニット328、カードリーダライタ327）と、  
を備え、

前記遊技用装置における新たな記録媒体の受け付けに応じて前記記録媒体処理手段にて読み出された記録媒体識別情報（カード受け付け通知に含まれるカードID）に基づいて、該記録媒体識別情報が記録された記録媒体を最後に排出した遊技用装置（玉管理テーブルの排出IDにカード受け付け通知に含まれるカードIDが記録されている台番号のパチンコ機2に対応するカードユニット3）を特定する遊技用装置特定手段（CPU142、掛け持ち判定処理；SK2）と、

前記遊技用装置特定手段にて特定された遊技用装置に対応する遊技機（SK2のステップで特定された台番号のパチンコ機2）の前記差遊技媒体数（差数＝合計A - 合計B）が予め定められた差（差閾値）よりも大きいか否かを判定する掛け持ち判定手段（ホールコンピュータ140）と、

を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、遊技者が、遊技媒体貯留手段に遊技媒体が存在する状態で他の遊技機に移動したこと、つまり、遊技機が掛け持ちされている可能性が高いことが判定されるので、これらの掛け持ちの発生を迅速に発見して対処することができる。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0015****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0015】**

本発明の請求項9に記載の遊技用管理装置は、請求項3または6に記載の遊技用管理装置であって、

前記遊技用装置（カードユニット3）は、前記計数された獲得遊技媒体数（計数済玉数（持玉数））または遊技者が所有する遊技媒体の貸出に使用可能な貸出用価値（プリペイド残額、貯玉数）の少なくとも一方から成る価値であって、前記遊技媒体貯留手段への遊技媒体の払い出しに使用可能な遊技用価値を特定可能であって、個々の記録媒体を識別可能な記録媒体識別情報（カードID）が記録された記録媒体（ビジターカード、会員カ-

ド)を排出(返却、発行)するとともに、排出された記録媒体を受付けて該記録媒体の記録媒体識別情報を少なくとも読み出し、

前記遊技用装置にて前記記録媒体から読み出された記録媒体識別情報を該記録媒体の受けに応じて入力するための記録媒体識別情報入力手段(カード受け通知を管理コンピュータ150から受信する通信部149)と、

前記記録媒体識別情報入力手段から入力される記録媒体識別情報に基づいて、該記録媒体識別情報が記録された記録媒体を最後に排出した遊技用装置(玉管理テーブルの排出IDにカード受け通知に含まれるカードIDが記録されている台番号のパチンコ機2に対応するカードユニット3)を特定する遊技用装置特定手段(CPU142、掛け持ち判定処理;Sk2)と、

前記遊技用装置特定手段にて特定された遊技用装置に対応する遊技機(Sk2のステップで特定された台番号のパチンコ機2)の前記差遊技媒体数(差数=合計A-合計B)が予め定められた差(差閾値)よりも大きいか否かを判定する掛け持ち判定処理を行う掛け持ち判定手段(CPU142)と、

を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、遊技者が、遊技媒体貯留手段に遊技媒体が存在する状態で他の遊技機に移動したこと、つまり、遊技機が掛け持ちされている可能性が高いことが判定されるので、これらの掛け持ちの発生を迅速に発見して対処することができる。